

掛川市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により平成21年4月24日に提出のあった住民監査請求書（掛川市職員措置請求。以下「本件請求」という。）について、監査した結果を同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年6月23日

掛川市監査委員 谷 雅雄

目 次

第 1	監査の結果	1
第 2	請求の内容	1
1	請求人	1
2	請求書の提出日	1
3	請求の要旨	1
(1)	請求の内容	1
(2)	請求の理由及び請求する措置	2
第 3	請求の受理	2
第 4	監査委員の除斥	2
第 5	監査の実施	2
1	請求人の証拠の提出及び陳述	2
2	関係部局職員の聴取	2
3	関係人の聴取	3
第 6	監査事項の決定	4
第 7	事実関係の確認及び監査委員の判断	4
1	政務調査費について	4
(1)	掛川市における政務調査費について	4
(2)	掛川市の政務調査費の交付の流れ	5
(3)	会派性について	5
2	監査の着眼点について	6
3	個別事項への回答	6
第 8	結論	31
第 9	意見	31
参考 1	掛川市議会政務調査費の交付に関する条例	33
参考 2	掛川市議会政務調査費の交付に関する規程	35

第1 監査の結果

請求人の主張には一部理由があり、監査の結果、以下のとおり勧告する。

- 1 平成18年度に交付した政務調査費のうち、親和会にかかる46,624円について、また、平成19年度に交付した政務調査費のうち、親和会にかかる2,500円について、返還のために必要な措置を速やかに講じること。
- 2 措置についての期限は、平成21年8月31日までとし、法第242条第9項の規定に基づき、期限までに措置を講じた時はその旨を通知されたい。

第2 請求の内容

1 請求人

掛川市杉谷1丁目3-6 会社役員 安間 舜
掛川市菌ヶ谷864-2 無 職 渡辺祐治

2 請求書の提出日

平成21年4月24日

3 請求の要旨

本件請求については、当該住民監査請求書、補正書及び訂正並びに平成21年5月25日に請求人が行った陳述により、監査請求の要旨を次のように解した。

(1) 請求の内容

平成17～19年度における各会派の支出した政務調査費のうち、

ア 親和会につき

平成17年度 469万5,978円
平成18年度 740万3,868円
平成19年度 422万5,954円
計 1,632万5,800円

イ みどりの会につき

平成17年度 121万6,695円
平成18年度 135万8,209円
平成19年度 138万4,000円
計 395万8,904円

ウ 日本共産党掛川市議員団につき

平成17年度 40万8,537円
平成18年度 72万0,000円
平成19年度 55万0,000円
計 167万8,537円

以上が、政務調査費の使途要件に該当しない違法不当な支出である。

(2) 請求の理由及び請求する措置

ア 請求の理由

(ア) 上記支出は、政務調査費の用途用に該当しない違法不当な支出であり、市民は同額の損害を被っている。

(イ) 市長は、各会派に対し、用途基準に反して支出した政務調査費相当額を不当利得として返還請求すべきであるが、未だこれを怠っている。

イ 請求する措置

市長は、各会派に対し、記載の政務調査費相当額を不当利得として返還請求すること。

第3 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に定められた要件を具備しているものと認め、平成21年5月1日付けでこれを受理した。

なお、平成21年5月14日に補正書及び訂正が提出され、同年同日付で受理した。

第4 監査委員の除斥

平成21年5月14日に就任した鳥井昌彦監査委員は法第199条の2の規定により本件請求の監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年5月25日に請求人からの新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けるとともに、同条第7項の規定に基づき議会事務局職員を当該陳述の聴取に立ち会わせた。

請求人は、新たな違法・不当事由及び求める措置の追加はなかったが、次のような趣旨の意見が述べられ、事実証明書として陳述書1～4、陳資1～14が追加提出された。

陳述での意見は、次のとおりである。

(1) 議員が政務調査費を請求するにあたって添付している領収書は、公費である政務調査費を支出するために認められるものであるかどうか。

購入しているものが会派としておこなう政務調査費の範疇に入るものかどうか。

(2) 研究研修費、調査旅費の申請時に提出されている各議員の調査報告書は、市政に有効に反映できるものであるかどうか。

(3) 広報費（議会だより、議員だより、市政報告等）が各会派の広報として使われているか。

(4) 血税である税金で賄われている政務調査費を、無駄遣いせず、有効に遣うようにすべきである。

2 関係部局職員の聴取

法第199条第8項の規定により掛川市議会事務局を監査対象部局として平成21年5月25日、議会事務局長、次長、庶務係長から、事情聴取を行った。

質問事項は下記の内容である。

- (1) 政務調査費の用途について、「会派で行う」とある一方で、領収書を確認すると個人宛のものが見られる。また、他市でも会派名の宛名が多いと聞くが、掛川市議会事務局としてはどのような認識であるか。
- (2) 「掛川市議会政務調査費の交付に関する規程」における用途基準より詳細な指針はないか。
- (3) 「掛川市議会政務調査費の交付に関する条例」はいつ制定され、どのように改正を重ねてきたか。
- (4) 政務調査費で購入している備品は、議員の任期が終わった後どのように取り扱うことになっているのか。
- (5) 会派から出された書類等はどのように点検しているか。
- (6) 特に、会派で保管している領収書を事務局が点検する機会があるか。機会があるなら、どのような視点をもって点検を行っているか。
- (7) 領収書は、レシートでも可にしているようであるが、その意図は。
- (8) 会派で保管している領収書の情報公開について、開示請求があった場合どのような手続きを行って開示しているか。領収書は会派に保存してあるものであるため開示文書にあたらないが、なぜ開示したか。
- (9) 政務調査費の使用方法についてルールの説明や指導など勉強会を行ったことがあるか。あるならどういう内容か。
- (10) 政務調査費の支出命令権者はだれか。
- (11) 今回の住民監査請求に対して議員の反応はどうか。
- (12) 議会事務局としての職員の資質向上の観点から、今回の請求を受けて、どうとらえているか、議会事務局としての課題などについて、どう考えているか。
- (13) 用途基準の中の1 研究研修費、2 調査旅費のうち、視察参加費の支出についての考え方についてどう考えるか。

3 関係人の聴取

法第199条第8項の規定により、以下のとおり関係人から事情聴取した。

- (1) 親和会 平成21年6月11日
平成18年度会派代表者、平成18～19年度会派経理責任者。
- (2) みどりの会 平成21年6月4日
平成18～19年度会派代表者。
- (3) 日本共産党掛川市議員団 平成21年6月5日
平成17～19年度会派代表者。
- (4) 聴取内容
 - ア 市より政務調査費を交付した後の会派内での事務処理の流れについて。
 - イ 会派内で政務調査費の取扱いについての内規、申し合わせ等の有無について。
 - ウ 政務調査費は会派に対して交付され、会派が行う市政に関する調査研究について使用するものであること及び個人使用と思われるもの（領収書が個人宛など）についての認識について。

- エ 政務調査費で備品を購入した場合及び任期終了後の当該備品の取扱いについて。
- オ 研究研修費及び調査旅費について、対象とする研修及び調査への参加の適否の決定方法及び報告方法について。
- カ 個別事項
 - (ア) 親和会
 - a 平成17年度事務所費として支出された60万円の用途と支出先。
 - b 平成17～19年度の政務調査費で購入した備品の所在。
 - c 旅費におけるガソリン代の取扱いについて。
 - d 備品の購入については、平成18年7月31日付けの使途基準で、周辺機器（メモリー・プリンター・接続機器類）は含まないとあるが、これらを購入している人もいる理由。
 - e 日帰りの研修の報告書の取扱について。
 - (イ) みどりの会
 - a 個人への活動費の配分を年度当初と年度末に行う理由。
 - (ウ) 日本共産党掛川市議員団
 - a 個人への活動費の配分を年度当初に行っている理由。
 - b 事務所費において印刷機リース代としての支払いがあるが、当該印刷機の設置場所と用途について。

第6 監査事項の決定

請求の内容、陳述、提出された証拠書類及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

本件住民監査請求の対象である政務調査費について、掛川市議会政務調査費の交付に関する条例（以下条例とする）及び掛川市議会政務調査費の交付に関する規程（以下規程とする）並びに内規・申し合わせ等の使途基準に基づいた交付がされている事実があるか。また、それが違法不当に会派、議員個人に交付された事実がありながら、市長はそれに対する返還請求をせず、財産の管理を怠っていたかについてを監査対象とした。

第7 事実関係の確認及び監査委員の判断

1 政務調査費について

(1) 掛川市における政務調査費について

政務調査費は、法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、普通地方公共団体の議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものである。この制度は、地方議会の活性化を図るため、議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものと解される。

また、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない、としている。

そのため、当市においても条例が定められており、その第1条では、「掛川市議会の

議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする」とあり、第5条では、「会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」としたうえで、規程別表により使途基準を規定している。

その他、運用上の内規及び申し合わせ等として、旧掛川市において制定された「掛川市議会市政調査研究費交付要綱」（平成9年7月1日制定）、「掛川市議会政務調査費の交付に関する規程」（平成13年3月23日掛川市議会訓令甲第1号）、「掛川市政務調査費の会派取扱指針」（平成13年4月1日より適用）を参考として使用しているとのことである。

(2) 掛川市の政務調査費の交付の流れ

平成21年5月25日の関係人陳述によると、政務調査費は年度の初めに会派の議員の数が整った会派から、政務調査費に関する交付申請書を提出してもらい、その後、議会事務局で申請書の内容について十分審査し、申請内容が適合しているかどうかを確認した後、決裁し、交付決定書を通知している。その後、交付金の請求書が会派から提出されるので、1人あたり月額3万円、年額にして36万円の金額を指定された口座に交付金を振り込む。このときの支出命令者は議会事務局長である。

年度が終了すると、3月31日の翌日から起算して30日以内に収支報告書の提出がされる。収支報告書には領収書が添付されているが、それについては抽出で点検している。その際の視点については、政務調査費として妥当なものかどうか、また、議員としての個人的な支出になっていないかや領収書と書かれたものが発行されていないなどの場合は、会派代表者の証明があるか、調査旅費を支出した場合については、報告書が出されているかどうか等である。そして、余剰金等が発生した会派については、議会事務局から納付書により市長に対して返還の手続きをしてもらう。

関係書類等の保管は、各会派で5年の保存を義務づけている。

(3) 会派性について

請求人は、平成19年2月9日札幌高裁判決を引用し、「「会派が行う」とは、政調費の交付先を「会派」とした意味からも、会派としての意思統一がなされ、当該活動が、『会派』として行うものであるとの会派の了承が存在することが必要」としている。

そして、平成21年5月25日の請求人陳述においても、「条例において、政調費の交付対象は、「会派」であり「議員」でない以上、会派と議員を混同させ、交付先を会派とし、実際には政調費の具体的な運用について、会派としての意思統一した書面もなく、議員個人に好きなように使わせることを容認するような裁量は、違法である」としている。

その理由として、領収書の宛名が個人であること、議会活動報告紙に会派の名前が入っていないこと、視察研修の報告書がないということ、同じ備品を大量に購入していることなどを挙げている。

しかしながら、平成21年5月21日住民監査請求に対する意見書によれば、「市の3会派においては、毎年度当初においてその使途についての会派内での確認を行っており、会派内の意思統一を図っている。(中略) 本市において「会派に交付」としたのは、議員個人がばらばらに活動するのではなく、集団による多角的な調査活動を期待したものであり、また事務簡素化も含め、たとえ会派への交付であっても会派内での承認はなされており、その使途は不当支出ではなく、議員の積極的な政務調査活動に充てているものである。」ということであり、請求人がいうように必ずしも議員個人に好きなように使用することを容認するような裁量を認めているわけではない。

また、平成21年5月25日関係人聴取によると、議会事務局長は、「会派の方で政務調査費の使途について、使途基準、また、内規、申し合わせ等によりまして、会派での市政での活動する議員に委託しているということで私どもはこれを了とさせていただきます。」と述べていることから、確かに、書面では全てが残っていないかもしれないが、会派で政務調査費の使途についての上承があり、議員が市政活動に活かしているということが分かる。

さらに、平成21年6月4日、5日及び11日に行った会派関係者の意見聴取によると、文書で明確に残っているものはほとんどないものの、会派内で常に政務調査費の支出についての会議を行い、口頭で使途の意思統一を行っている状況であることが判明した。

議員活動は多岐にわたっており、会派で統一して行う事業もあれば、会派で内容を了解して個人に委託して行っている事業もある。特に視察研修等は、各会派で事前に了解を取った上で各自が実施し、口頭又は文書で報告をしている。

同じ種類の備品を多く購入したのも、庁舎内の各会派の部屋は議員控え室としての仕様であり、各会派室内において議員全員が事務処理を行うことは到底不可能であり、おのずから自宅において調査活動をしている現状であり、パソコン等事務機器の購入・保管は必然となる。

また、会計処理も、専門の事務職員をおいたりする余裕がない現状では、個々人に任せるのが本市においては現実的なやり方であると判断できる。

以上により、必ずしも領収書の宛先が会派でないということや、議会活動報告紙に会派名が記入していないという点のみをもって会派で行う事業とはいえないとする判断はできないので、会派内で何らかの方法で了解の取れている支出であれば、たとえその事業に関する領収書の宛名について会派名となっていないなくても、会派が行った事業であると判断する。

2 監査の着眼点について

違法・不当とされる支出が、条例、規程及びその他の内規・申し合わせ等に準じた市政に関する調査研究に資するための必要な経費であるか、及び社会通念上常識の範囲内の支出であると認められるか、を主眼として監査した。

3 個別事項への回答

請求事項の28項目について次のとおり事実確認を行い判断したので回答する。

(1) タイのチェンマイへの視察について（親和会）

平成19年1月12日から15日のタイのチェンマイへの視察費用367,930円は、会派が行った市政に関する調査研究に要した費用には該当しない。「三社祭囃子保存会」に同行し、披露公演を応援しただけの観光旅行である。当該視察を会派が行ったという形跡はない、報告書を会派代表者に提出したことが会派が行ったことにならない。

事実関係

件名・・・タイ国視察 チェンマイ市国際園芸博覧会三社祭礼囃子保存会随員

参加者・・・議員3名

実施日・・・平成19年1月12日～15日 3泊4日

総参加数・・・保存会17名 議員3名 計20名

訪問先・・・タイ国チェンマイ市

政務調査費支出額・・・367,930円(内訳 3泊4日の経費@116,180円及び現地タクシー代13,720円、国内交通費8,440円)領収書確認済み

判断

平成19年1月12日から15日の4日間、タイのプミポン国王在位60周年と80歳の誕生日を祝い、「タイ王国国際園芸博覧会」が11月1日からチェンマイ市で開催され、その中でジャパンフェスティバルのオープニングに静岡県を代表して、大須賀地区の三社祭礼囃子が選ばれ参加した。保存会のメンバーは祭礼囃子の実演披露を行い、なお、これには静岡県知事も参加している。議員3名は静岡県公園緑地室やタイ国高官との窓口となり対外的役割を果たしていた。

大須賀町で長年続いている三社囃子がタイ国のステージで披露されることは、掛川市の観光行政、文化行政に多大な好影響を与えるもので、市をあげて歓迎すべきであり、それへの同行は非常に重要なものであると考える。2回目の公演ではタイ王国農業協同組合副大臣も参加し、掛川市のPRには絶好の機会となった。

3泊4日の日程の内2日間は移動に要し、タイ国内の観光はしていない。会派への事前の検討は文書によるものはないが、会派内での話し合いは十分行われ参加の承認は得ている。

なお、報告書は3人とも提出されている。

よって、政務調査費の適正な支出と判断する

(2) 研究研修費、調査旅費として支出した大部分について（親和会）

平成17年度分347,138円、平成18年度分2,303,684円、平成19年度分1,141,730円は、事前に会派としてその必要性、内容について検討を行った形跡はなく、個人の独断の裁量で行ったものに後刻報告書等を提出させたり、会派が政務調査費から旅費支出することを、会派が行ったとお墨付きを与えているにすぎず調査旅費には当たらない。

事実関係

年度別に1件ごとに記述をする。

ア 平成17年度 6件 347,138円

- (ア) プルサーマル研修 15,768円 六ヶ所村原発視察の経費で、総額815,768円の800,000円の差額 後記「(6)青森県六ヶ所村原子力発電所視察について」に記載
- (イ) 報徳サミットJ R代 116,200円 H17. 11. 25～26 栃木県真岡市で報徳サミット全国大会を開催 その際の参加経費を支出 議員5名参加 全国13自治体で組織する 構成団体として掛川市は参加した。
- (ウ) 森林セミナー参加 19,280円 H17. 12. 9 東京で開催 J R代金及び会費で議員1名参加
- (エ) 病院セミナー代 49,430円 H17. 10. 24 東京全国自治体病院経営都市協議会主催の地域医療セミナー 議員3名参加 J R代金及び書籍代ほかを支出
- (オ) 議員特別セミナー 110,080円 H18. 1. 12～13 会場：大津市全国市町村国際文化研修所 議員4名参加 J R代金、受講料ほかを支出
- (カ) 東京女子医大 36,380円 H18. 2. 24 医師不足ほかについて東京女子医大を訪問 議員2名参加 J R代金、昼食及びタクシー代ほかを支出

イ 平成18年度 23件 2,303,684円

- (ア) 日本をリードする議員のための政策塾 68,235円 H18. 4. 20 会場：東京大手町J Aビル 議員8名参加のうち3名分を支出 J R代金及び受講料ほかを支出
- (イ) 一豊サミット研修費 15,000円 H18. 5. 30～31 同年秋開催予定の「一豊&千代サミット」の事前研修 議員1名参加 参加負担金を支出
- (ウ) 講演会賛同費 1,000円 H18. 4. 13 会場：掛川市生涯学習センター 講演会「チェルノブイリ原発事故から学ぶ」議員1名参加 入場料を支出
- (エ) 森林医学からの提言シンポジウム 20,480円 H18. 6. 27 会場：東京ホテルプロリタソントモト 議員1名参加 J R代金及び書籍代を支出
- (オ) 日本をリードする議員のための政策塾 121,680円 H18. 7. 27 会場：東京大手町J Aビル 議員6名参加 J R代金及び受講料を支出
- (カ) 研修経費 3,780円 H18. 9. 20 会場：報徳社 研修時の茶菓子代を支出
- (キ) 第8回都市経営セミナー 101,500円 H18. 10. 5 会場：東京都市センター 議員7名参加 J R代金ほかを支出
- (ク) 国際農友会交流会 12,200円 H18. 10. 26～27 会場：富士宮市 議員1名参加 負担金及び交通費を支出
- (ケ) 全国報徳サミット 41,122円 H18. 10. 20～21 会場：小田原市 例年報徳ゆかりの自治体を持ち回り開催 議員4名参加 宿泊費、通行料及びガソリン代を支出
- (コ) 第2回地域医療政策セミナー 89,400円 H18. 10. 30 会場：東京都市センター 議員9名参加うち6名分を支出 J R代金及びタクシー代
- (サ) 森林セラピー研究会 19,280円 H18. 10. 24 会場：東京ホテルプロリタソントモト 議員1名参加 J R代金及び会費を支出
- (シ) 第13回一豊公&千代様サミット 43,980円 H18. 11. 25～26 会場：高知市 議員1名参加 J R代金、参加負担金ほかを支出
- (ス) ポーラ美術館 20,816円 H18. 12. 4 場所：箱根町 議員6名参加 ガソリン代、

通行料及び入場料ほかを支出

- (セ) 学校教育問題視察 5,600円 H18.10.24 場所:津市教育委員会 議員1名参加
J R代金を支出
 - (ソ) 八千代医療センター見学会 39,285円 H18.12.5 場所:東京女子医科大学附
属八千代医療センター 議員10名参加のうち9名分を支出 会費及び土産代を支出
 - (タ) 神戸・九州方面視察 1,210,665円 H19.2.4~6 場所:神戸空港、神戸花鳥
園、人と防災未来センター、中津市民病院ほか 議員17名と議会随行1名計18名参加
J R代金、宿泊費及びバス代ほかを支出
 - (チ) 聖路加国際病院と朝日新聞社訪問 12,060円 H19.2.15 場所:東京 議員14
名参加のうち3名分を支出 土産代及び通行料を支出
 - (ツ) ヤンマー農機製造(株)ほか視察 23,585円 H18.10.31~11.1 農業委員会視察、
後記「(8)農業委員研修について」に記載
 - (テ) 報徳基礎講座受講料 2,000円 H19.3.10 議員2名参加うち1名分支出
 - (ト) 国際農友会現地研修会長野大会 12,810円 H18.11.12~13 場所:諏訪市 議
員1名参加 J R代金ほかを支出
 - (ナ) 全国サミット埼玉大会 184,450円 H18.11.17~18 場所:所沢市 議員5名参
加 J R代金、会費及び宿泊費ほかを支出
 - (ニ) 八千代医療センター誘致の経緯調査 34,990円 H18.10.25 場所:八千代市 議
員2名参加 J R代金及び土産代を支出
 - (ヌ) 東京女子医大表敬訪問 219,766円 H18.10.3~4 東京女子医大、関東農政
局、松本洋一郎氏それぞれを訪問 議員8名参加 J R代金及び宿泊費ほかを支出
- ウ 平成19年度 9件 1,141,730円
- (ア) 地方自治経営学会 117,840円 H19.5.14~15 主催:地方自治経営学会 東京
J A Lシティ田町 議員3名参加 J R代金、会費及び宿泊費を支出
 - (イ) 東山茶販売促進視察 15,830円 H19.5.17 場所:東京千代田区 東山やる気塾
の一行(20人)販売促進事業の激励 議員1名参加 J R代金ほかを支出
 - (ウ) よくわかる市町村財政分析講座 54,230円 H19.5.24~25 主催:多摩住民自
治研究所議員1名参加 J R代金及び受講料を支出
 - (エ) 聖路加名誉病院長懇話会 31,180円 H19.7.23 議員13名と随行4名計17名参
加 講師料、通行料、昼食代ほかを支出
 - (オ) 報徳講演会 9,380円 H19.8.8 報徳に関する講演会 茶菓子代及び土産代を
支出
 - (カ) 親和会行政視察 86,050円 H20.1.17 愛知県田原市を訪問 エコガーデンシ
ティ構想、風力発電所施設見学 議員15名と随行2名計17名参加 バス代及び土産
代を支出
 - (キ) 国際化営農研究会 28,220円 H19.11.8~9 会場:埼玉県熊谷市 議員1名
参加 J R代金及び宿泊費ほかを支出
 - (ク) 伊勢市視察 7,310円 H19.11.12~13 合併特例債を活用した幹線市道整備に

- ついて議員1名参加 JR代金(片道)を支出
(ケ) 柏崎刈羽原発視察 791,690円 H20.1.28~29 東京電力刈羽原子力発電所ほか視察議員16名参加 JR代金及び宿泊費ほかを支出

判断

平成21年6月11日関係人聴取によれば、政務調査費支払いの基本は、視察研修の事前に①申請書提出 ②会派で内容審査 ③視察許可 ④視察実施 ⑤報告書提出 ⑥請求としている。

JR代金等の領収書のないものについては、平成9年7月1日制定、掛川市議会市政調査研究費交付要綱、第6号様式(第9条関係)により、支払証明書を添付しているものが多く見られた。

政務調査費の請求が申請主義のため、視察実施者全員に支給されていないケースが見受けられる。宿泊を伴うものは全員がこの手順でおこなっているが、日帰りのものは会派内の統一は図られているというものの、一部申請、報告書面の提出漏れが見受けられた。

しかし、視察に要した経費の大部分は実費で請求をしている。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(3) 一豊&千代ゆかりの地親善訪問団について(親和会)

平成18年7月6日~8日、一豊&千代ゆかりの地親善訪問団は、18人で1,675,224円支出しているが、報告書が不存在であり、調査目的及び内容が不明で調査旅費には当たらない。

事実関係

件名・・・一豊・千代のゆかりの地訪問団行政視察

参加者・・・議員18名と議会事務局1名 計19名

実施日・・・平成18年7月6日~8日 (2泊3日)

行程・・・7/6 掛川→犬山市役所・犬山城→北近江一豊・千代博覧会(長浜市:曳山博物館・長浜御坊大通寺・長浜城歴史博物館)→泊 長浜市(1日バス使用)
7/7 ホテル→JR米原駅→岡山駅→高知駅→高知市役所→山内宝物資料館→二十四万石博(大河ドラマ館・高知城)→泊

7/8 ホテル→高知市内視察→高知空港→名古屋空港→掛川着(21:00)

政務調査費支出額・・・バス代(7/7,8の2日間)19,068円 米原一高知JR12,950円 高知一名古屋空港23,000円 宿泊料(2泊)29,800円 日当2.5日分8,250円 一人当たり93,068円

93,068円×18人=1,675,224円 掛川市職員の旅費条例に基づく計算により算出

視察目的・・・①観光行政への取り組みについて

②大河ドラマによる経済効果・成果及び終了後の活性化策について(情報交換)

③ドラマ館等イベント関連施設の見学

判断

本市の観光資源である掛川城をNHK大河ドラマ終了後、どのように活かしていくか、一豊と千代ゆかりの地を訪問し ①観光行政の調査 ②商店街活性化への道筋を求め現地踏査することはインターネット発信では汲むことができない情報を得ることができる点で効果があった。

今回の訪問地3ヶ所は山内一豊と千代という共通点を持つため、相互に親睦を図ることは、今後の情報交換に対し非常に重要と考える。

なお、参加者全員の報告書が提出されていた。

よって、政務調査費の適正な支出と判断する。

(4) 江戸天下祭りの視察について（親和会）

平成19年10月1日、10人で江戸天下祭りに220,780円支出しているが、報告書が存在せずあり、調査目的及び内容が不明で調査旅費には当たらない。

事実関係

件名・・・江戸天下祭り調査活動

参加者・・・議員10名

実施日・・・平成19年9月29日～30日（1泊2日）

行程・・・9/29午後1:00～8:00 江戸天下祭りに招待をされた横須賀三社祭礼囃子の視察及び激励 日比谷公園→帝国ホテル前→皇居前→日比谷公園
9/30午前9:00～午後2:00 国立科学博物館で大須賀海岸に打ち上げられた鯨の標本を見学

政務調査費支出額・・・掛川ー東京JR@14,280円 宿泊@8,500円 タクシー代4,340円
9名 1名の議員のみJR11,420円 合計220,780円

視察目的・・・①江戸天下祭りの由来と歴史について
②祭りの企画と運営について
③交通対策と規制について
④ごみ処理について
⑤イベントとボランティア活動について
⑥国立科学博物館の概要と運営について

江戸天下祭りとは、東京都千代田区が、平成15年から江戸開府400年を記念して、神田祭、山王祭の流れを汲む祭りが「江戸に里帰り」をするという形で開催している。

掛川市横須賀の三社祭礼囃子は、唯一箱根を越える地域として、平成15年から招待を受け参加している。

判断

江戸天下祭りには、三熊野三社祭礼囃子が千代田区の招待を受け2台の山車が参加した。大須賀地区を中心に市民バス9台で参加している。全国に掛川市の名をアピールできた。

また、この時に掛川市のパンフレットを配布し誘客策の一助となった。さらに祭典時の交通規制の状況、ボランティアの参入等、祭りの盛んな掛川市祭典の運営に多方面から助

言できる視察内容となった。

加えて9月29日は東京在住の「掛川市ふるさと親善大使」との意見交換会も開催している。

9月30日の国立科学博物館の視察は、数年前に大須賀の海岸に打ち上げられた鯨の標本が展示されている。これはほぼ完全な形の標本で博物館内で高い評価を得ている。日本でも有数の博物館の見学は、文化行政への知見を深めるのに大変役に立った。

なお、参加者全員の報告書が提出されている。

よって政務調査費の適正な支出と判断する。

(5) 第13回全国報徳サミット筑西市大会参加について（親和会）

平成19年10月29日、全国報徳サミットに8人で270,800円支出しているが、報告書が不在のため、調査目的及び内容が不明で研究研修費には当たらない。

事実関係

件名・・・第13回全国報徳サミット筑西市大会

参加者・・・議員8名と教育委員会1名 計9名

実施日・・・平成10月19日～20日 (1泊2日)

行程・・・10/19掛川→茨城県筑西市・二宮尊徳ゆかりの地視察→全国報徳研究市町村協議会総会→交流パーティー

10/20 基調講演・大日本報徳社社長 榛村純一氏 展示出品物の見学→川越祭視察→掛川

政務調査費支出額・・・JR券代 掛川-下館@19,920円 その他交通費(新幹線あさま他)

@1,790円 宿泊代@7,140円 参加者負担金@5,000円

一人当たり@33,850円×8人=270,800円

目的・・・①来年の開催地として大会準備の予備知識収集

②掛川市の紹介、PR活動

③行政側への提言材料の収集

判断

全国報徳サミットは毎年全国の二宮尊徳にゆかりのある自治体で開催され、混迷する現代社会に警鐘となる「報徳思想」を引き継いでいこうという大会である。大日本報徳社のある掛川市としては、非常に重要な位置を占めている。

まず1日目は全国報徳研究市町村協議会総会に参加し、構成自治体21市町で事業計画及び事業予算の審議、大会宣言文の検討、次期開催地についてを協議した。2日目基調講演においては榛村純一元掛川市長の講演が行われた。全国から1,000人近い人々が主旨に賛同し参加するということは意義深く受け止め、長く受け継がなければならない。議員としての視野を広める研修になったと参加者全員は報告している。

日本社会の大きな変革期を迎え、改めて報徳理念である「至誠」「勤労」「分度」「推譲」等の二宮尊徳の報徳思想を学ぶ意義は大きい。

よって、政務調査費の適正な支出と判断する。

(6) 青森県六ヶ所村原子力発電所視察について（親和会）

平成17年11月3日～5日、青森県六ヶ所村原発視察に8人で800,000円支出しているが、結果は「百聞は一見にしかず」程度の効果しか期待できないもの。又は他都市との交流の輪を広めることを目的として掲げながらその実は観光が大部分のもので調査旅費には当たらない。

事実関係

件名・・・青森県六ヶ所村原子力発電所視察

参加者・・・議員8名と他会派議員2名 計10名

実施日・・・平成17年11月3日～5日（2泊3日）

行程・・・11/3(木)掛川駅集合6:40--羽田空港--青森空港--ねぶたの里・三内丸山遺跡--宿泊

11/4(金)宿8:00発--六ヶ所村(終日)再処理施設・東北電力東通原子力発電所--風間浦村長の話を伺う(宿泊地で)

11/5(土)宿8:00発--三沢--八戸--東京--掛川18:14着

政務調査費支出額・・・JR券代@25,690円 航空賃@25,800円 その他交通費@25,902円
宿泊料@21,300円 昼食代@1,360円 保険料@550円

添乗員キャンセル料@1,360円(予定していた添乗員同行を取りやめたため)

一人当たり101,962円×8人=815,768円

視察目的・・・①原子力発電と核燃料リサイクルの現状

②プルサーマルの現状

③放射性廃棄物の現状

④原子力関係施設の誘致による地域活性化の現状

判断

中部電力浜岡発電所が計画しているプルサーマルの調査研究のため、原子燃料リサイクル施設の視察、あわせて青森県下北半島の政治経済の状況を調査した。

再処理施設（日本原燃(株)）では、ウランの濃縮・原子力発電所から生ずる使用済み核燃料の再処理、再処理に伴う高レベル放射性廃棄物の一時保管、低レベル放射性廃棄物の埋設、混合酸化物燃料の製造などを理解することができた。

また、原燃PRセンターでは、プルサーマルを行う上で不可欠な燃料再処理の方法、工程について模型によりその説明を受け、各議員は初めて知る内容も多く参考になった。

再処理に伴い発生した放射性物質は、熔融ガラスと混ぜ合わせ容器に封入し、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターで管理するなど、安全性には万全な対策がとられていることを研修し、議員としての見識を深めることができた。今後の中部電力の計画に対し、正確な認識を改めて持つことができた。本視察については参加者全員の報告書が提出されている。

今回の視察は、遠隔地のため、前泊、後泊をしなければ行程は組むことはできない。また、1日目のねぶたの里、三内丸山遺跡の入場料は個人負担をしており許容範囲と言える。

よって、政務調査費の適正な支出と判断する。

(7) 静岡県産業経済交流団視察について（親和会）

平成18年2月7日～9日、静岡県産業経済交流団視察に77,740円支出しているが、「百聞は一見にしかず」程度の効果しか期待できないもの。又は、他都市との交流の輪を広めることを目的として掲げながら、その実は観光が大部分で調査旅費には当たらない。

事実関係

件名・・・静岡県産業経済交流団（鹿児島県）視察

参加者・・・議員1名 参加人数は県内で総勢37名

実施日・・・平成18年2月7日～9日（2泊3日）

行程・・・2/7(火)掛川→中部国際空港→鹿児島空港→鹿児島市内見学→静岡県産業経済説明会説明会、交流会

2/8(水)鹿児島市内見学、鹿児島県観光・航空セミナー、知覧町見学、知覧町三井農林海洋産業(株)

2/9(木)帰路

政務調査費支出額・・・掛川→中部国際空港負担金7,000円 中部国際空港からの負担金69,900円送金手数料840円 合計77,740円 領収証確認済み

視察目的・・・①富士山静岡空港の開港を3年後に控え、鹿児島県との交流を深め、経済効果を高める手法を探る

②開港が掛川市の経済効果に期待できるものがあるか

判断

静岡県産業経済交流団からの要請で議員は参加した。静岡県内の首長、経済団体代表者が参加しており、2月7日は両県知事も含めた交流会が開催された。

静岡空港開港に向けて掛川市のみならず県全体で、誘客のPRを行うことができ、また、新幹線駅利用を考えた空港問題、経済問題が明確となった。

また、空輸活用企業視察を行ったり、鹿児島空港の視察もした。鹿児島県内には周辺に島が多いため8ヶ所の空港があるが、新幹線が開通したことにより、空港利用に変化が見られ、今後解決しなければならない課題が明白となり研修を深めることができたと報告書が提出されている。

よって、政務調査費の適正な支出と判断する。

(8) 農業委員研修について（親和会）

農業委員会研修は、農業委員としての知見を広めるための研修であるため、農業委員報酬を充当すべきところ、平成19年3月29日に政務調査費から支出しているのは不当。当該支出に関する領収書は、農業委員としての研修であることを示している。

事実関係

この平成18年度掛川市農業委員会視察研修（平成18年10月31日から11月1日）は、農業

委員が所轄事務を遂行するために、農業及び農業者の現状や動向、問題点についての確に把握し、共通の認識を持つことが必要なため、先進的な農業施策等を視察することにより、委員個々の研鑽を深めると共に、掛川市の今後の農業委員会運営及び農地と担い手を守り活かす方向を見出すことを目的としている。

件 名・・・平成18年度掛川市農業委員会視察研修

参加者・・・農業委員34名と農林課3名 計37名

実施日・・・平成18年10月31日～11月1日

訪問先・・・ヤンマー農機製造(株)本社伊吹工場、タキイ種苗品質管理センター等

この研修に議員選出により農業委員となった議員と、土地改良区選出の議員2名が、農業委員の研修費積立金として農業委員報酬から天引きをした1年間分の領収書、研修報告書、農林課（当時）作成の収支決算書を添付し請求している。

判断

ここで請求している23,585円の内訳は、共通経費の交通費7,085円と宿泊料16,500円である。掛川市職員等旅費に関する条例によると、この研修で宿泊した亀岡市は乙地であるため非常勤特別職の宿泊料は14,900円が正しい金額だが、農林課（当時）が作成した収支報告書には、宿名の横に（京都市）と記載があったため、甲地の宿泊料16,500円で計算している。

しかし、農林課（当時）作成による視察研修の収支決算書によれば、交通費7,085円、日当3,300円、宿泊料14,900円は、公費により一人分合計25,285円が支払われていた。交通費、宿泊料以外の食事代等は個人経費となり、研修日の当日10,000円の徴収が参加者全員に行われ、不足分として1,260円を研修費積立金から充当され、11月20日に旅行会社へ37人分の研修費用等の支払いを農林課（当時）職員が行っていることを確認した。

そのため、共通経費である、交通費、宿泊料の政務調査費の再度の請求は二重払いとなる。

今回、日程に組まれていた個人経費の内、同一行動を取らなければならない寺田屋入場料360円と乗務員謝礼163円（6,000円÷参加者37人）の合計523円を公費として扱い、請求した23,585円から523円を差し引いた23,062円が二重払いとなっている。

よって、2名の合計46,124円は政務調査費から支出するべきではないと判断する。

(9) シュレッダーの購入について（親和会）

資料作成費、その他の経費目的で購入されているシュレッダーは、市政に関する調査研究に必要とするものではないし、会派で共有する分として多くても1～2台在れば十分に足りるものであるが、会派として平成20年1月23日に42,000円で購入しているにもかかわらず、個人として6台を105,300円で購入している。機器の購入の領収書は、会派として購入したものを除くと大部分が個人宛又は無記入となっており、私的使用を目的として購入したものであり、任期終了時の処理を考えれば個人的購入は認められない。

事実関係

指摘されているシュレッダーの支出額は、6台を105,300円で購入とあるが、正しくは、平成19年に6台を103,300円（内17,500円が5台、15,800円が1台）で購入していることを確認した。領収書の記載については6台の内1台がレシートで無記入であり、その他は氏名の記載がある領収書であった。

平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、掛川市の庁舎の現状は、各会派の部屋は議員控え室としての仕様であり、応接セットが置かれ、当該会派の執務机はわずか5台である。そのため、会派内で議員全員が事務処理を行うことは不可能であり、おのずから自宅において調査活動を行うこととなる。領収書の宛名については、個人所有ということではなく、誰が管理責任を持つかということで、個人名を使っている。この支出について会派内での統一の了解はされている。購入した備品は、任期終了時の際には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき、適切な処理を行っているとしている。

判断

政務調査費使途基準によると、資料作成費は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費とあり、その他の経費とは、会派の行う調査研究活動に必要な経費とある。

会派の部屋が狭隘で、議員が個人宅で調査研究活動を行うことはやむをえないことと考えられる。シュレッダーは、書類などの紙を捨てる際に、プライバシーの保護や情報遺漏の防止のために裁断する備品である。議員として調査研究活動をするにあたって、多くの書類を手にすることがあり、それを廃棄するには、個人情報保護法の施行により、機密書類の扱いについては充分注意を払う必要があると認められるため、このシュレッダーの購入は、政務調査費の使途基準に沿ったものと判断する。

領収書に宛名がないことは不適切な処理ではあるが、事務処理上の問題であり、レシートを領収書代わりに使用していることについては、手書きの領収書よりは品名がわかる場合もあり、このことによって違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(10) デジタルカメラの購入について（親和会）

資料作成費、その他の経費目的で購入されているデジタルカメラは、市政に関する調査研究に必要とするものではないし、会派で共有する分として多くても1～2台在れば十分に足りるものであるが、会派として平成18年4月10日に42,624円で購入しているにもかかわらず、個人として20台を926,754円で購入している。1人1台に近い状態である。機器の購入の領収書は、会派として購入したものを除くと大部分が個人宛又は無記入となっており、私的使用を目的として購入したものであり、任期終了時の処理を考えれば個人的購入は認められない。デジタルカメラはその後プリンター、メモリースティック等付属備品の購入に繋がり、またその買い替えなど際限のない支出を必要とするもので、その使用方も私用との区別がつかない。というより、むしろ私的使用の側面が強いこれら機器の政務調査費による個人的購入は許さない。

事実関係

デジタルカメラは22台を992,938円で購入している。領収書の宛名は、22台のうち20台に氏名の記載があり、2台が無記名であることを確認した。

平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、デジタルカメラの購入については、親和会内での政務調査費使途基準を平成18年7月31日に会長名により文書にて通達している。その中で、パソコン・デジタルカメラの普及は著しく、一般社会でも広く常識的に使われており、議員活動においてもデジタルカメラは視察・研修調査等日頃の活動において欠かせぬ存在となっているとしている。また、平成17年度より、限度額を50,000円と定め、使途の対象とするともある。

会派としては、デジタルカメラ等においては、現場写真は急を要する場合、また夜間を使用する場合もあり、その購入を認め保管を委託しているのはなんら問題ないとしている。

判断

政務調査費使途基準によると、資料作成費は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費とあり、その他の経費とは、会派の行う調査研究活動に必要な経費とある。

会派として、使途基準を定め、デジタルカメラの購入を認めており、附属備品の購入については、関係書類の調査結果、関係人に対する事情調査結果から、会派の行う調査研究活動に必要な経費である。

また、領収書に宛名がないことは不適切な処理ではあるが、レシートを領収書代わりに使用していることについては、手書きの領収書よりは品名がわかる場合もあり、このことによって違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(11) パソコン、プリンター、インクカートリッジ等の購入について（親和会）

資料作成費、その他の経費目的で購入されているパソコンは、市政に関する調査研究に必要なものではないし、会派で共有する分として多くても1～2台在れば十分に足りるものであるが、会派として平成19年4月4日に167,499円で購入しているにもかかわらず、個人として6台を300,000円で購入している。機器の購入の領収書は、会派として購入したものを除くと大部分が個人宛又は無記入となっており、私的使用を目的として購入したものであり、任期終了時の処理を考えれば個人的購入は認められない。プリンターなどの付属備品の購入に繋がり、またその買い替えなど際限のない支出を必要とするもので、私的使用の側面が強いこれらの機器の政務調査費による個人的購入は許されない。

事実関係

購入しているパソコンは、50,000円の政務調査費の助成限度額により6人が請求した合計300,000円である。6台の領収書の宛名は、すべて氏名の記載があることを確認した。

平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、パソコンの購入については、親和会内での政務調査費使途基準を平成18年7月31日に会長名で文書にて通達している。その中で、パソコン・デジタルカメラの普及は著しく、一般社会でも広く常識的に使われている。議員活動においてもパソコンは案内・報告・連絡書類・数表計算書等ほとんどパソコンにて作成されており、手書きの書類は極めて稀にしか見ること

がないほど普及しデジカメの映像と併せ使用されることも多く利用されているとしている。

また、掛川市の庁舎の現状は、各会派の部屋は議員控え室としての仕様であり、応接セットが置かれ、当該会派の部屋の執務机はわずか5台である。そのため、会派内で議員全員が事務処理を行うことは不可能であり、おのずから自宅において調査活動を行うこととなる。領収書の宛名については、個人所有ということではなく、誰が管理責任を持つかということで、個人名を使っている。会派内での統一の了解はされている。パソコンは、内規を決めた当時は1台10数万円し、会派では、この支出について価格の3分の1程度の50,000円までは政務調査費で補助をすると決めたとしている。

判断

政務調査費使途基準によると、資料作成費は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費とあり、その他の経費とは、会派の行う調査研究活動に必要な経費とある。

現在の情報化社会時代において、パソコンは情報収集においても、調査研究活動においても必要であることは疑いのないところであり、会派として使途基準を定めた範囲での支出である。また、付属備品については、作成した文書や表は印刷をして確認し、完成するものであり、会派の部屋が狭隘で作業ができず、自宅において調査活動をしている事情等もあることから、会派の行う調査研究活動に必要な経費である。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(12) コピー機の購入について（親和会）

資料作成費、その他の経費目的で購入されているコピー機を、11台分564,376円で政務調査費により購入している。コピー機は会派に1台備えれば十分に足りるものを、個人として購入することは、市政の調査研究に使用するためではなく個人の政治、社会活動、私生活上必要とするものである。

機器の購入の領収書は、大部分が個人宛又は無記入となっており、私的使用を目的として購入したものであり、任期終了時の処理を考えれば個人的購入は認められない。トナーなどの関連消耗品購入にも政務調査費を充当していることは、今後も政務調査費は際限のなく増額圧力を受けることになる。早い時期の厳しい対応が必要である。

事実関係

指摘されている支出は、11台分を564,376円で購入とあるが、正しくは、11台520,843円（内1台51,120円、6台50,000円、1台49,140円、1台40,783円、1台40,000円、1台39,800円）で購入しており、領収書の記載については11台すべて氏名の記載があることを確認した。

平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者より意見を聴取したところ、掛川市の庁舎の現状は、各会派の部屋は議員控え室としての仕様であり、応接セットが置かれ、当該会派の部屋は執務机はわずか5台である。そのため、会派内で議員全員が事務処理を行うことは不可能であり、おのずから自宅において調査活動を行うこととなる。領収書の

宛名については、個人所有ということではなく、誰が管理責任を持つかということで、個人名を使っている。この支出について会派内での統一の了解はされている。購入した備品は、任期終了時の際には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき、適切な処理を行っているとしている。

判断

政務調査費使途基準によると、資料作成費は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費とあり、その他の経費とは、会派の行う調査研究活動に必要な経費とある。

会派の部屋が狭隘により、議員が個人宅で調査研究活動を行うことはやむをえないことと考えられ、コピー機は、作成した書類を必要とする部数の複写をし、資料を作成するためには必要な機器である。また、関連消耗品の購入については、関係人に対する事情調査結果から、会派の行う調査研究活動に必要な経費である。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(13) ICレコーダー、電子辞書、ファクシミリ等の購入について（親和会）

資料作成費、その他の経費目的で購入されているICレコーダー2台と電子辞書9台で436,794円、ファクシミリ2台で80,910円、HDDカメラ1台50,000円、ビデオカメラ1台50,000円等は、会派に1台備えれば十分に足りるものを、個人的に購入している。機器の購入の領収書は、大部分が個人宛又は無記入となっており、私的使用を目的として購入したものであり、任期終了時の処理を考えれば個人的購入は認められない。今後の付属備品の購入の支出も考えれば私的使用の側面が強いこれらの機器の政務調査費による購入は許されない。

事実関係

ICレコーダー2台とあるのは、4台を80,861円（各23,100円、19,800円、19,261円、18,700円）で購入し、電子辞書は9台を306,273円（各47,900円、42,974円、40,268円、38,831円、34,800円、29,800円、27,000円、24,700円、20,000円）で購入している。ファクシミリは2台を80,910円（各50,000円、30,910円）、HDDカメラは50,000円、ビデオカメラは50,000円で購入していることを確認した。領収書の記載については17台のうち、未記入が2台、15台が氏名の記載がある領収書であった。

平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、掛川市の庁舎の現状は、各会派の部屋は議員控え室としての仕様であり、応接セットが置かれ、当該会派の部屋は執務机はわずか5台である。そのため、会派内で議員全員が事務処理を行うことは不可能であり、おのずから自宅において調査活動を行うこととなる。領収書の宛名については、個人所有ということではなく、誰が管理責任を持つかということで、個人名を使っている。この支出について会派内での統一の了解はされている。購入した備品は、任期終了時の際には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき、適切な処理を行っているとしている。

判断

政務調査費使途基準によると、資料作成費は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費とあり、その他の経費とは、会派の行う調査研究活動に必要な経費とある。

会派の部屋が狭隘で、議員が個人宅で調査研究活動を行うことはやむをえないことと考えられ、会派で統一した見解を決めた中での購入となる。電子手帳の購入は、政務調査費で支出できる参考事例として事務機器購入備品で認めているものである。また、関連消耗品の購入については、関係人に対する事情調査結果から、会派の行う調査研究活動に必要な経費である。

領収書に宛名がないことは不適切な処理ではあるが、事務処理上の問題であり、レシートを領収書代わりに使用していることについては、手書きの領収書よりは品名がわかる場合もあり、これらのことによって違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(14) 親和会広報費、広聴費について（親和会）

広報費、広聴費としては、各議員が市政報告、議会だより、議会報告、市政レポート等という名称で発行している印刷物の印刷及び郵送代である。「会派が行う」というためには会派が責任を持つのは当然で、当該印刷物の編集・発行に親和会が標記されていなければならない。

しかしながら、親和会が発行したと称するこの種の印刷物全ての発行者又は編集者と思われる箇所には議員個人の氏名が記載されているのみで、記事の内容も会派名に及ぶものは一切ない。

そのうえ、これら印刷物の印刷代、郵送代の領収書の宛先もすべて議員個人名であることを考慮すれば、到底「会派が行う」に該当しないものであることは明らかであり、政務調査費からの支出は許されない。

事実関係

請求人が、違法又は不当な支出としている金額は、平成17年度527,890円、平成18年度857,552円、平成19年度909,403円である。この支出は、市政報告の発行あるいはチラシの印刷代等である。

会派から預かった発行記事を全て確認したところ、請求人が違法又は不当な支出一覧としている中での各議員の発行回数は、平成17年度に5名の議員が各2回、1名の議員が1回、平成18年度に2名が4回、1名が2回、8名が1回、平成19年度に1名が3回、2名が2回、4名が1回であることを確認した。新聞の名称は「議会だより」「市政報告」等一様ではなく個人の名前で発行されていた。ただし、平成17年度から19年度に議員が発行している印刷物は、請求人が違法または不当な支出一覧としている以外にもあるため、上記に記載したものが全てではない。

平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、発行内容は、議会活動報告で、会派名がないからすべて政務調査費にふさわしくないとはいえないと解している。また記載内容に責任を持つ意味でも議員個人の名前を記載しているとのことであった。

広報紙は、以前親和会としても発行していたが、広域のことは議会便りが発行されたり、新聞にも報道されているため市民に周知できるが、住んでいる地域の話も地域住民の方は知りたいのではないかと考えた。例えば、近所の道路がこれからの事業でどうなるかは報道されてないため、地元議員の広報紙でお知らせすることにした。そして、このような広報づくりは個人が行っているために氏名を入れている。

「プルサーマルの説明会と意見交換会」のチラシ印刷については、開催企画書により、3会派合同で、市民が議員とともに経済産業省から説明を受け、意見交換した時に作成したチラシ印刷と折り込み代であることが確認できた。

なお、平成21年5月14日請求人提出の補正（回答）によると、議員が政務調査費によって作成した「議員だより」等の写の交付を求めたところ会派から認められない旨の回答があったため、「議員だより」等を事実証明書として添付できない、とのことであった。この件について平成21年6月5日に議会事務局に確認したところ、会派で写しを交付しないとの取り決めがあったためとの回答があったことを付け加えておく。

判断

政務調査費の広報費の使途基準は、「会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」とあり、広聴費は、「会派が住民から市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費」とある。

発行している新聞の記事の内容は、議会活動報告、市の政策報告、地域に関する話題提供等であった。

プルサーマルの説明会と意見交換会は、この問題について会派が市民の意見を吸収する会議であり、また理解を深めてもらうという趣旨で開催されたもので、違法不当な支出と指摘している金額は、この会議を市民に周知したチラシの印刷代と折込代の費用の中で、親和会分として支出しているものである。

よってこの支出は違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(15) 新聞購読料について（親和会）

新聞はどの家庭でも購読しているのが一般的で、特に市議会議員としての調査研究に必要なものとは言えない。仮に、必要なものとしても会派で全紙を一部ずつ購読すれば十分に足りるもので、政調費で各議員が家庭において一般家庭以上に各紙を購読するのは政調費の主旨に反して許されない。

事実関係

新聞購読料を確認したところ下記の通りであった。

平成17年度	18人	674,179円
平成18年度	18人	833,604円
平成19年度	18人	926,225円
計		2,434,008円

親和会23名中3年間で延べ54名が新聞購読料を政務調査費で請求している。政務調査費の

請求が申請主義のため、支給されていない議員もあった。

判断

議員が一般家庭以上に各紙を購読するのは、議員活動の中で、市民生活に直結した問題や社会情勢、国際情勢等様々な問題について市民から意見を求められることが多くある。そのため、多方面からのより多くの情報が必要であり、また、ものの見方が偏らないことも必要である。また、議員の活動は自宅において、24時間の態勢で行われているのが実態であり、自宅における新聞の購読から得る情報についても、政務調査活動を進める上で必要であると判断できる

よって、違法不当な支出とはいえないと判断する。

(16) 明らかな二重受領について（親和会）

議員は平成19年12月19日に日本経済新聞購読料を19年4月から12月分までの39,447円を会派から受領しながら、平成20年3月7日にも平成19年10月から平成20年3月までの6か月分26,298円を会派から受領している。また、平成19年4月から12月までの領収書は手書きである。

事実関係

領収書を確認したところ請求人の指摘通り、平成19年12月19日受領の領収書は手書きで、平成19年4月から12月分までの日本経済新聞購読料は金額39,447円であった。また、平成20年3月7日受領の領収書は印字されたもので、平成19年10月から平成20年3月までの日本経済新聞購読料26,298円であった。そのため、平成19年10月分から12月分の3ヶ月分を二重に請求し、受領していた。また、領収書の手書きについては、手書きの領収書はたしかに新聞店から渡されたものであったとのことである。この件について本人に確認したところ二重請求とは気づかず請求してしまったとのことである。二重請求分の日本経済新聞3ヶ月分13,149円は平成21年5月19日に市に返納されていた。

判断

本件は、自主返還がされたことにより監査対象事項が消滅した。

(17) 全国農業新聞の購読料について（親和会）

農業委員の報酬から天引きされた購読料を政務調査費として支払うよう請求している。

農業委員としての業務のための支出を政務調査費で支払うのは趣旨に反していて許されない。

事実関係

平成21年6月15日、掛川市農業委員会係長に聴取したところ、当該議員は平成17年度より現在まで農業委員である。また、農業委員の報酬は月額30,000円でここから全国農業新聞の購読料が天引きされている。請求人が指摘している支出について、議員あての全国農業新聞平成19年度購読料7,200円の領収書が確認できた。

このことについて、平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、掛川市にとって農業は大切な産業であるから、掛川市議会議員が農業に関心を持つことは重要なことで、農業委員であるなしに関わらず農業新聞を購読することは必要なことである。したがって政務調査費から購読料を支出していることは、何ら問題ないとしている。

判断

政務調査費使途基準によると、資料購入費とは、会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費とあり、農業が重要産業である掛川市にとって、政務調査費により農業新聞を購読することは妥当である。

よって、違法不当な支出とはいえないと判断する。

(18) 書籍の購入について（親和会）

書籍購入について、領収書の宛名はすべて個人名又は不記載であり、会派の行う調査研究活動のために必要な資料に該当しないばかりか、確かに議員が購入したとの根拠もない。購入書籍名が不記載で、会派の行う調査研究活動のために必要な資料に該当するか否かの判断が出来ないものが多い。

事実関係

このことについて書籍購入にかかる領収書を確認した。内訳は平成17年度、8名、200,152円、平成18年度、20名、149,536円、平成19年度、12名188,233円であった。書籍名についても確認した。

一方、平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、掛川市の庁舎の現状は、各会派の部屋は議員控え室としての仕様であり、応接セットが置かれ、当該会派の執務机はわずか5台である。そのため、会派内で議員全員が事務処理を行うことは不可能であり、自宅において調査活動を行うこととなる。書籍についても、保管場所がなく、自宅に保管してもらう状況である。領収書が個人名であるのは、個人所有というわけではなく、管理責任者を誰が持つかをはっきりさせるためである。

判断

政務調査費使途基準によると、資料購入費とは、会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費とある。

会派は地方議会の中で一つの主体となって活動しており、住民を支える根幹として重要な機能を果たしている。市民の関心は社会情勢、国際情勢、市民生活に直結した問題等様々なものにある。会派の議員はそれらの市民の要望に応えるべき責任を負っており、その調査対象は広範なものとなっている。そのため市議会議員として具体的な調査研究活動と関連する書籍の購入は政務調査費の使途基準に当たると判断できる。

領収書に宛名がないことは不適切な処理ではあるが、事務処理上の問題であり、レシートを領収書代わりに使用していることについては、手書きの領収書よりは品名がわかる場合もあり、これらのことによっては違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

平成17年（行ウ）第28号政務調査費返還請求事件、平成20年12月26日静岡地方裁判所判決事例を参考に図書名を精査したところ、「サライ」（平成19年2月22日、平成19年12月17日、平成20年2月6日支払い）は、一般的に個人的な趣味・興味の範囲に属する読み物で娯楽性が高く市議会議員として政治活動全般に必要、有益な知識を得るために必要がないと思われる書籍とされている。

よって、購入した書籍のうち、「サライ」3冊分1,500円は政務調査費から支出すべきでない判断する。

(19) 調査研究活動に必要と思われない書籍について（親和会）

平成19年5月23日「病気になるない生き方」平成19年9月4日「サライ、思いやりの心」平成19年11月8日「サライ、反転」平成19年12月17日「サライ、金正日に悩まされるロシア、日記2種」の購入について、明らかに、会派の行う調査研究活動のために必要と思われない書籍がある。

事実関係

このことについて上記書籍の領収書を確認した。「日記2種」については、平成21年6月15日に該当議員に確認すると議員活動のスケジュール管理のため必要であるとの回答を得た。

請求書で示されている、平成19年12月17日支払いとなっている「サライ、金正日に悩まされるロシア、日記2種」は、平成19年12月26日支払いが正しい。

平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、書籍については趣味に偏らず教養を高めるものを購入するようにしている、とのことであった。

判断

政務調査費使途基準によると、資料購入費とは、会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費とある。

会派は地方議会の中で一つの主体となって活動しており、住民を支える根幹として重要な機能を果たしている。市民の関心は社会情勢、国際情勢、市民生活に直結した問題等様々なものにある。会派の議員はそれらの市民の要望に応えるべき責任を負っており、その調査対象は広範なものとなっている。そのため市議会議員として具体的な調査研究活動と関連する書籍の購入は政務調査費の使途基準に当たると判断できる。

平成17年（行ウ）第28号政務調査費返還請求事件、平成20年12月26日静岡地方裁判所判決事例を参考に図書名を精査したところ、「サライ」は、一般的に個人的な趣味・興味の範囲に属する読み物で娯楽性が高く市議会議員として政治活動全般に必要、有益な知識を得るために必要がないと思われる書籍とされている。

その他の書籍は、個人の教養を高めるための書籍に含まれると判断できるが、「サライ」の内容を確認したところ、旅行雑誌の範囲であった。

よって、「サライ」3冊分1,500円は政務調査費から支出すべきでない判断する。

(20) 郷土名鑑、掛川写真帳の複数購入について（親和会）

平成18年9月6日購入の郷土名鑑（4,800円×14冊=67,200円）平成19年7月25日他購入の掛川写真帳（9,975円×3冊=29,925円）、同一の書籍を多数購入している。会派で1冊購入して回読すれば十分足りるのに、私的蔵書の欲求を満たすものである。資料購入費に当たらない。

事実関係

このことについて該当する領収書を確認したところ、平成18年8月15日に郷土名鑑4,800円を14名の議員が購入していた。掛川写真帳9,975円も平成18年7月19日、23日に3名の議員が購入していた。

一方、平成21年6月11日に当時の会派代表者と経理責任者に意見を聴取したところ、掛川市の庁舎の現状は、各会派の部屋は議員控え室としての仕様であり、応接セットが置かれ、当該会派の執務机はわずか5台である。そのため、会派内で議員全員が事務処理を行うことは不可能であり、おのずから自宅において調査活動を行うこととなる。

判断

議員活動をするために郷土を知ることは大切なことであり必要な資料である。また、会派室は狭隘で、議員が個人宅で調査研究活動が行われていることにより、上記書籍の保管も個人宅となり、同一の書籍を多数購入することはやむを得ない。

よって、違法不当な支出とはいえないと判断する。

(21) 政務調査費の預金利子の返還について（親和会）

政務調査費を管理する預金口座で生じる利息が収入に計上されていない。平成17年度33円、平成18年度2,244円、平成19年度8,091円。当該利息は、政務調査費の預け入れにより生じた果実であり、当然収入に計上されるべきで、条例8条の残余金に含まれ返還の対象となる。返金すべき金額が返還されていない。

事実関係

このことについて調査したところ、預金利子は平成17年度33円、平成18年度2,244円、19年度8,091円、発生していたことが確認できた。また、これらは平成21年4月22日に市への返納処理がされていたことを確認した。

判断

本件は、自主返還されたことにより監査対象事項が消滅した。

(22) みどりの会における平成17～19年度の分配金について（みどりの会）

みどりの会における議員個人の分配金が、平成17年度121万6,695円、平成18年度135万8,209円、平成19年度138万4,000円であるのは、個人に分配された政務調査費は、その支出事業は会派が行うものではなく、個々の議員の個人的裁量により判断、決定して行ったものであるため違法な支出である。

事実関係

みどりの会の平成17年度、18年度、19年度の出納簿を確認したところ、平成17年度は平成17年6月16日 1,120,000円、平成18年3月14日 96,695円、計1,216,695円、平成18年度は平成18年5月17日 800,000円、平成19年3月22日 558,209円、計1,358,209円、平成19年度は平成19年5月7日 1,000,000円、平成20年3月21日 384,000円、計1,384,000円、個人への分配として記載があった。

平成21年6月4日の会派代表者の意見の聴取によると、政務調査費をどのように使うか、については、条例を元に常に意思統一を行っているが、会計処理については、専従の会計事務職員がいるわけではないため、個人に委託しており、それを経理責任者が確認する形になる、とのことであった。

なお、請求人は、平成21年5月25日の請求人陳述において、みどりの会の違法不当な支出について明示していたため、これについても領収書及び調査報告書を確認した。

その結果、

- 1 広報・広聴費については、政務調査費支払関係書類と共に保存してあった各議員の議会活動報告書を確認したところ、平成17年度11枚、18年度12枚、19年度10枚のうち、会派名がはいっていたのは19年度3枚だけであった。
- 2 研究研修費については、報告のあるもの17件とないもの42件があった。報告のないものについては領収書の確認ができた。一部観光旅行ありとされた平成17年度六ヶ所村視察と平成19年度の柏崎刈羽原発視察については、行程を確認したところ観光はしているもののそれは行程の一部で、大半の時間は視察に使われており、観光旅行であるとは認められなかった。
- 3 資料作成費や資料購入費の領収書については、レシート類や宛名のないものが多く見られた。

この件について、平成21年6月4日の会派代表者の聴取における回答は、以下の通りであった。

- 1 市政報告（議会だより）については内容は会派で事前に話があり作成しているが、議員個々に特色のある市政報告をつくっているため個人名での発行となる。
- 2 日帰りの研修等は口頭で復命をしている場合がある。
- 3 細かいものや書籍などについては領収書をもらうことができずレシートだけのものがある。

判断

みどりの会は会派で研修の内容や支出について常に話し合いを持っており、会計処理についても、現実的に個人で行っていることは合理的な理由があると判断される。

平成21年5月25日の請求人陳述に対しては、以下の通り判断する。

- 1 確かに会派で行う事業であるのに会派名が広報紙にはいっていないことには違和感があるが、それだけをもって違法不当であるとは言いきれず、また、内容も確認したところ議員活動に関するものであった。
- 2 簡易な研修や調査もあると思われるので、口頭での復命であることは違法不当ではな

いと判断する。

- 3 領収書に宛名がないことは不適切な処理ではあるが、事務処理上の問題であり、レシートを領収書代わりに使用していることについては、手書きの領収書よりは品名がわかる場合もある。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

- (23) 日本共産党掛川市議員団の平成18～19年度の分配金について(日本共産党掛川市議員団)
日本共産党掛川市議員団に交付された、平成18年度に72万円、平成19年度に55万円議員個人に配分されたことは、その支出事業は会派が行うものではなく、個々の議員の個人的裁量により判断、決定して行ったものであるため違法である。

事実関係

日本共産党掛川市議員団の平成18～19年度の出納簿を確認したところ、平成18年度についてはまず代表者が共通経費との共用で平成18年4月28日に掛川市より720,000円受け取っている。その中から1名の所属議員へ平成18年7月11日 120,000円、平成19年2月8日 60,000円、計180,000円配分している。

平成19年度については平成19年5月7日に議員2名にそれぞれ285,000円、265,000円、計550,000円個人への分配として記載があった。

このうち、5月25日の請求人陳述時に指摘した通り、平成19年度については平成20年4月23日に返納が20,472円あったので、配分した金額は最終的には529,528円となる。

平成21年6月5日の当時の会派代表者の聴取によると、日常的に使用するための費用が細かく頻繁にわたるため、あらかじめ必要な金額を議員個人が管理して支払いを行い会計帳簿に記入し、毎週1回以上開かれた会派の議員団会議で使途を報告してきた。金額の大きなものはそのつど議員団会議で相談し、支出をしてきた。

なお、請求人は、平成21年5月25日の請求人陳述において、日本共産党掛川市議員団の違法不当な支出について明示していたため、これについても領収書及び調査報告書を確認した。その結果、研究研修費については、報告又は資料を確認し、それがないもの3件については該当者に直接内容を口頭で確認したところ、違法不当といえるものはなかった。広報費、広聴費、資料作成費、資料購入費の領収書については、レシート類や宛名のないものが多く見られた。

判断

日本共産党掛川市議員団は、会派で研修の内容や支出について常に話し合いを持っており、会計処理についても、現実的に個人で行っていることは合理的な理由があると判断される。

平成21年5月25日の請求人陳述に対しては、平成21年6月5日の当時の会派代表者の意見によると、議員団会議で必要な支出は相談しており、個人使用された支出はないが、個人名の領収書については今後改めたいとのことであった。

領収書に宛名がないことは不適切な処理ではあるが、事務処理上の問題であり、レシートを領収書代わりに使用していることについては、手書きの領収書よりは品名がわかる場

合もある。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(24) 日本共産党掛川市議員団の議会活動報告紙について（日本共産党掛川市議員団）

「会派が行う」ためには、会派名を標記しなくてはならないが、日本共産党議員団が発行したと称するこの種の印刷物全ての発行者又は編集者と思われる箇所には議員個人の氏名が記載されているのみで、記事の内容も会派名に及ぶものは一切ない。

事実関係

日本共産党掛川市議員団に当該期間の議会活動報告書の提出を求めたところ、議員それぞれ作成した会報を302枚と89枚確認した。

前者については全て、「日本共産党掛川市議員団ニュース」と会派名が入っていたが、後者については、以下の通り5種類の見出しがあった。

- ア 議員だより 日本共産党（1枚）、
- イ 市議会議員 議員だより 日本共産党（18枚）、
- ウ 市議会議員 議員だより 日本共産党東支部発行（29枚）、
- エ 市議会議員 議員だより 日本共産党（議員名）事務所（39枚）、
- オ 市議会議員 議員だより （議員名）発行（2枚）。

平成21年6月5日の当時の会派代表者の聴取によると、議員活動報告紙は毎週2,000～3,000枚刷って折り込みをしている。これで個人名をはずすと官報のように味気なくなるので、最低限の責任として書いた人間の名前を書かなければならないと思っている、とのことである。

なお、平成21年5月14日請求人提出の補正（回答）によると、議員が政務調査費によって作成した「議員だより」等の写の交付を求めたところ会派から認められない旨の回答があったため、「議員だより」等を事実証明書として添付できない、とのことであった。この件について平成21年6月5日に議会事務局に確認したところ、会派で写しを交付しないとの取り決めがあったためとの回答があったことを付け加えておく。

判断

政務調査費使途基準の広報費とは、会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費である。

「掛川市議員団ニュース」については、会派名が記入してあることを確認された。

「議員だより」についても、記事の内容を見ても、議員活動や市政に関わるものが大半であり、議員活動の一環として発行する広報紙として何ら問題はなかった。平成21年6月5日の意見聴取においても、議員団会議で必要な支出は相談しているとのことで、広報紙の件についても相談していることは伺えるし、請求人が主張するように、会派が行うためには、会派名を標記しなくてはならないということや、記事の内容に会派の活動であることを示すことが必要であるとは必ずしも言い切れないため、広報費に当たるといえる。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(25) 「議員だより」について（日本共産党掛川市議員団）

「議員だより」が日本共産党東支部発行となっているのは明らかに政党活動である。

事実関係

当該議員に広報紙の提出を求めたところ、その中で、「市議会議員 議員だより 日本共産党東支部発行」というのは、29枚であった。そこで、内容を確認したところ、党の機関誌としての発行ではなく、議員としての活動の紹介が中心であった。

平成21年6月5日の当時の会派代表者の聴取によると、自分の会報のつもりでいたが、議員活動と党活動の混同で、「東支部」という所属を入れたために誤解を与えてしまったようだ。大意はないと思う。また、内容は議員活動に伴うもので、問題はないと思う、とのことであった。

判断

政務調査費使途基準の広報費は、会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費である。

「日本共産党東支部発行」との記入は、政党活動の一環と受け止められなくもないが、紙面の内容確認及び関係人の聴取により、党の機関誌として発行したとはいえ、広報費に当たるといえる。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

(26) 日本共産党掛川市議員団の書籍購入について（日本共産党掛川市議員団）

書籍購入に関する領収書の宛名の大部分は個人名又は不記載であり、会派の行う調査研究活動のために必要な資料に該当しないばかりか、確かに議員が購入したとの根拠もない。

事実関係

請求人が指摘している書籍購入に関する領収書を確認したところ、以下の書籍が確認できた。

なお、領収書の宛名を見ると、個人名が10、会派名が4、不記載なしであった。

平成17年度「商工新聞」、「特集 税金の手引き」、「日常的な自主計算活動を」、「くらしの行政相談」、「経済1か年分」、「前衛」、「議会と自治体各12冊分」。

平成18年度「議会と自治体」、「経済」、「前衛」、「守る新聞」、「生活と健康」、「くらしに役立つ制度」。

平成19年度「税金の資料」、「前衛」、「議会と自治体」、「原発崩壊」、「習うより慣れろの市町村財政分析」、「新型交付税と財政再建化法を問う」、「地域医療最前線」、「社会福祉大辞典」、「市町村財政分析」、「住民と自治」。

判断

政務調査費使途基準の中の資料購入費は、会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費である。

領収書より確認した書籍名から判断すると、いずれも資料購入費に当たるといえる。

個人名である領収書については、事務処理上の問題である。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

- (27) 日本共産党掛川市議員団の平成17年度の印刷機及びコピー機への支出について（日本共産党掛川市議員団）

平成17年5月19日の印刷機リース代12,050円と同年6月22日の印刷機・コピー機252,000円の関係が不明。

事実関係

領収書を確認したところ、平成17年5月19日に印刷機リース代として三洋電機クレジット(株)へ12,050円の支払いを行っていることと、平成17年6月22日に理想静岡(株)に252,000円の支払いを行っていることを確認した。出納簿より、6月22日支払い分は印刷機・コピー機代であることが確認できた。

平成21年6月5日の当時の会派代表者の聴取によると、掛川市北門8番地に共産党市議団事務所があり、印刷機は2台ある。リース代を支払っている印刷機は、平成13年に購入したものである。リース料は60回払いで18年に終了している。ところが、この機械は故障が多く、新たに平成17年に印刷機とコピー機を中古で252,000円で購入した。平成13年購入のものは、当時の日本共産党議員が実務を担当していたため、その人の名前でリース契約をし、その名前で継続してきた、とのことであった。

また、その使用用途は、議会活動報告用紙の印刷のために使われている。

判断

政務調査費の使途基準における事務所費は、会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費である。

関係人の聴取により、12,050円の領収書の宛名が契約上議員個人名であること、印刷機が2台必要であること、また、その用途は会派の事業に使用されていることが判明し、事務所費に当たるといえる。

よって、適正な支出と判断する。

- (28) 平成21年5月14日に請求人より提出された補正文書中の、平成17年度分の広報費等について（日本共産党掛川市議員団）

以下の支出について違法不当である。

ア 広報費 平成17年6月1日 用紙代20,000円、7月14日 印刷機インキ代12,600円、12月30日 議会報告会切手代12,500円。

イ 資料購入費 平成18年2月28日 書籍代18,800円、3月30日 議会と自治体・前衛15,360円。

ウ 事務所費 平成17年12月24日 文具・事務用品3,467円。

エ その他本文中のいずれにも該当しないもの 平成18年2月17日 兵庫県姫路市他視察59,660円、2月6日 視察先へのお礼2,100円。

事実関係

平成21年5月14日に請求人より提出された補正文書の中で、別紙2「日本共産党市議団分の本文中のどの違法又は不当な行為に該当するのか金額も含めて明示」の部分について、領収書を確認した。その中では、個人の宛名の領収書やレシート類が見られた。

また、目的不祥となっていた平成18年2月17日 兵庫県姫路市他視察 59,660円、については、報告書が確認できた。それによると、平成18年2月6日に兵庫県福崎町、2月7日に姫路市に福祉関係（特に老人）の視察を行ったものである。福崎町では、町長、議長、福祉関係職員に対応してもらい、高齢者の認知症予防について町独自の事業の説明を受け、姫路市では地域包括支援センターについて調査をした、との記述があった。平成18年2月6日 視察先へのお礼2,100円は、前述視察訪問時に姫路市の地域包括支援センターに持参したものである。

判断

領収書の確認により、いずれの支出も政務調査費の使途基準に従ったものであるといえる。

領収書に宛名がないことは不適切な処理ではあるが、事務処理上の問題であり、レシートを領収書代わりに使用していることについては、手書きの領収書よりは品名がわかる場合もある。

よって、違法又は不当な支出とはいえないと判断する。

第8 結論

監査の結果は以上のとおりである。

本件住民監査請求における請求人の主張には一部理由があると認め、掛川市長に対し、第1に示した措置を講じることを勧告する。

第9 意見

近年特に地方における厳しい財政事情、昨年来の不況、市民意識の高まりなどにより、市民の公務員に対する視線は年々厳しくなっている。

特に、政務調査費に関しては、近年他市で何例もの住民監査請求が出され、その不適切使用等も多く明るみに出たことから、その使途についての透明性を求める声はより高まっている。

政務調査費は税金により賄われていることを再度認識し、その使途を明確にし、また、正確な会計処理をされ、市民に対する説明責任を果たされたい。

以下では、具体的に意見を申し述べる。

1 条例及び規程の整備をすること。

特に、政務調査費の適正な支出を証明する領収書等の市長への提出、市長の政務調査費に係る調査権及び返還請求権の導入を図るべく、先進市の事例を参考にした使途基準の厳格化及び細分化について検討すること。

また、「会派が行う活動」ということについて会派間、会派内で統一見解を図り、再度認識を確かにする。

2 領収書の宛先が個人である件については、会計処理を個人に委託していても、会派で行う

事業を実施していること及び他市の事例を鑑みると、宛先を会派名に統一すること。

また、領収書の日付や、買った品物や書籍名の詳細などは必ず書くこと。

- 3 研究研修費・調査旅費について、申請と報告については、もれのないように注意すること。
また、報告については、今後の議員活動に活かすことのできるよう充実したものを残すようにすること。
- 4 備品の取扱については、備品台帳を作成し、現在どこに何の備品が存在するのかを明らかにすること。
任期満了後減価償却の残存年数のあるものについては、適正な処理をすること。
そして、今後の備品の購入や取扱については上記のことについて注意すること。
- 5 広報費・広聴費については、内容については会派で了解が得られ、それぞれの議員がそれぞれの地元や支援者を対象に広報紙を発行する意義についてはよく理解ができたが、会派としての活動という面が見えにくいため、文責としての個人名以外に、会派名も入れることを検討すること。
- 6 書籍・資料購入費については、使途基準、内容をよく吟味し、個人の興味や娯楽ではなく、議会の調査活動や政策に反映できるものを優先して購入すること。

7 結びに

議員や議会事務局の陳述等において、政務調査費をよりよい議員活動のために活用し、その支出に不正はないという意志を感じた。

しかし、監査を行うに当たって調査を進めていくうちに、議員や議会事務局に政務調査費に関する法律の解釈、使途基準の検討及び会計処理の事務等に対する認識の不足が見受けられた。

今後は、政務調査費に係る各種法律を遵守し、実際の使途基準や事務処理についての検討を行い、政務調査費を適切かつ有効に活用し、活発な議会活動を行い、もって掛川市の繁栄に寄与することを望むものである。

掛川市議会政務調査費の交付に関する条例

平成17年 5 月17日

掛川市条例第209号

改正 平成20年10月 1 日掛川市条例第28号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、掛川市議会（以下「市議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務調査費は、会派に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務調査費は、議員 1 人当たり月額 3 万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する所属議員の数は、月の初日（以下「基準日」という。）における所属議員の数とする。この場合において、基準日に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名、議会の解散又は会派の解散があった場合は、これらの事由に該当する者は、所属議員の数に含まないものとする。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名、議会の解散又は会派の異動若しくは解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月に係る政務調査費の月額の算定については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

4 政務調査費は、毎月交付する。ただし、会派からの請求に基づき、当該年度に属する月分の政務調査費をあらかじめ一括交付することができる。

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第 4 条 前条第 4 項ただし書の規定により政務調査費の一括交付をした場合において、当該年度の途中で政務調査費の交付を受けた会派の所属議員の数に異動が生じたときは、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を下回るときは当該下回る額を当該会派に追加して交付し、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を上回るときは当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 前条第 4 項ただし書の規定により政務調査費の一括交付をした場合において、政務調査費の交付を受けた会派が当該年度の途中において解散したときは、当該会派は、解散した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の月分の政務調査費を解散した日から起算して30日以内に返還しなければならない。

(使途基準)

第 5 条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の経理責任者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を別に定める様式により速やかに議長に提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の掛川市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年掛川市条例第1号)又は大須賀町議会政務調査費の交付に関する条例(平成14年大須賀町条例第15号。次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

4 施行日以後最初に交付する政務調査費の算定における第3条第2項の適用については、同項中「月の初日」とあるのは、「申請時」とする。

附 則(平成20年10月1日掛川市条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

掛川市議会政務調査費の交付に関する規程

平成17年 5 月17日

掛川市議会告示第 1 号

改正 平成18年12月 1 日掛川市議会告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、掛川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年掛川市条例第209号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付変更申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき政務調査費の額を決定し、当該会派の代表者に政務調査費交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに、市長に対し、政務調査費交付請求書（様式第 5 号）を提出するものとする。

(使途基準)

第 5 条 条例第 5 条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。

(収支報告書)

第 6 条 条例第 7 条に規定する様式は、政務調査費収支報告書（様式第 6 号）によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第 7 条 議長は、条例第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第 8 条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の掛川市議会政務調査費の交付に関する規程（平成13年掛川市議会訓令甲第 1 号）又は大須賀町議会政務調査

費の交付に関する規則（平成14年大須賀町規則第14号）（次項においてこれらを「合併前の規程等」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに、合併前の掛川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年掛川市条例第1号）又は大須賀町議会政務調査費の交付に関する条例（平成14年大須賀町条例第15号）の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等については、なお合併前の規程等の例による。

附 則（平成18年12月1日掛川市議会告示第3号）

- 1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市議会政務調査費の交付に関する規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第5条関係）

政 務 調 査 費 使 途 基 準

項 目	内 容	例 示
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	交通費、旅費、宿泊費等
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	
広報費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費	広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費	会場費、印刷費、茶菓子代等
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費	

政 務 調 査 費 交 付 申 請 書

年 月 日

（あて先）掛川市長
（掛川市議会議長経由）

会派名
代表者 氏 名 ⑩

掛川市議会政務調査費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者
- 4 経理責任者
- 5 所属議員数 人（ 月1日現在）
- 6 交付申請額 円（ 年 月～ 年 月分）

政務調査費交付変更申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長
（掛川市議会議長経由）

会派名
代表者 氏 名 ㊟

掛川市議会政務調査費の交付に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			・ ・
代 表 者			・ ・
経 理 責 任 者			・ ・
所 属 議 員 数			・ ・
交 付 申 請 額 (年 月 ~ 年 月 分)	円	円	・ ・

様式第3号（第2条関係）

会 派 解 散 届

年 月 日

（あて先）掛川市長
（掛川市議会議長経由）

会派名
代表者 氏 名 ⑩

掛川市議会政務調査費の交付に関する規程第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日 年 月 日

政務調査費交付決定通知書

第 号
年 月 日

会派代表者 様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった政務調査費の交付について次のとおり決定したので、掛川市議会政務調査費の交付に関する規程第3条の規定により通知します。

- 1 年度政務調査費交付決定額 円
- 2 交付決定期間 年 月から 年 月まで

政 務 調 査 費 交 付 請 求 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

会派名
代表者 氏 名 ㊟

掛川市議会政務調査費の交付に関する規程第4条の規定により、次のとおり政務調査費を請求します。

- 1 金 円
ただし、 年 月分から 年 月分まで
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

様式第6号（第6条関係）

政務調査費収支報告書

年 月 日

（あて先）掛川市議会議長

会 派 名
経理責任者 氏 名 ㊟

掛川市議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

年度政務調査費収支報告書

会派名

1 収入

政務調査費

円（ 年 月分から 年 月分まで）

2 支出

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他経費		
合 計		

3 残額

円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。